

山口県獣医師会会報

Monthly Report of the Yamaguchi
Veterinary Medical Association

第 746 号 令和5年7月

目次

○令和5年度山口県獣医師会定時総会開催報告（会長理事）	1
○お知らせ 第59回(2023年度)山口県獣医学会における発表について	1
○《補足説明》定時総会における議案の「承認事項」と「報告事項」について（常務理事）	5
○令和5年度第2回理事会開催報告（常務理事）	6
○山口県獣医師会役員（理事・監事）選任者名簿	6
○会長重任に当たって（会長理事）	7
○副会長重任に当たって（副会長理事）	7
○常務理事重任に当たって（常務理事）	8
○新理事就任に当たって（岩柳支部 森崎次郎理事）	8
○「災害時における動物の救護に関する協定」調印式について（常務理事）	9
○リレー随筆（県庁支部 大山ゆき先生）	10
○新入会員紹介 はじめまして（県庁支部 木本直哉先生）	11
○自分の年齢を採点する（山口支部 中間實徳先生）	11
○外来種？萩で見つけたカタツムリ～オオクビキレガイについて～（長北支部 横山明宏先生）	12
○「山口県盲導犬使用者双葉の会」の来館について（常務理事）	13
○事務局だより	13
○厚生労働省 「ダニ」にご注意ください	14

令和5年度山口県獣医師会定時総会開催報告

会長理事 田中尚秋

去る令和5年6月11日(日)、今にも雨が降りそうな天候の中、午前10時から山口市秋穂二島の山口県セミナーパーク（一般研修棟101研修室）において今年度定時総会を開催した。

新型コロナウイルス感染症は、本年5月8日から感染法上5類に移行されたこともあり、昨年度と同様、対面開催とした。

まず始めに令和4年度の物故者（防府支部：末富裕先生、山口支部：田中周郎先生・松本敏夫先生、長北支部：樽見元輔先生、下関支部：山縣純次先生）、5名の先生方に対する黙祷を行った後、小職

から、出席会員への謝意と平素からのご支援・ご協力、特に昨年度開催した中国地区獣医師大会等を盛会裏に終了することができたことへの感謝等を申し述べ、今年度は、「山口県との災害時動物救護協定の締結」「新獣医師会館の具体的建設検討」「ワンヘルスのさらなる推進」等に努める決意であることを伝え、引き続き会員諸氏のご協力をお願いしたい旨の挨拶を行った。

続いて表彰式に移った。本会の発展等に寄与され、表彰された先生方は次のとおりである。

※敬称略。所属支部は令和4年3月31日現在

お知らせ

第59回(2023年度)山口県獣医学会における発表について

下記のとおり開催する県学会の講演要旨の提出期限は、令和5年8月1日(火)です。

会員、動物病院スタッフ、学生等、多くの皆様の発表をお待ちしています。

○開催日 令和5年8月27日(日) ※開催時間は、発表演題数により調整します。

午前：産業動物・獣医公衆衛生部門

午後：小動物部門

○会場 防長苑（山口市熊野町）

○山口県獣医師会会長表彰(功労者表彰)

野村 恭晴(山口) 吉母 修栄(山口)
 片桐 秀信(宇部厚狭) 中村 達義(長北)
 工藤 洋幸(豊浦) 西藤 裕一郎(県庁)

○狂犬病予防注射指定獣医師従事感謝状

藤永 裕二(美祢) 網本 昭輝(宇部厚狭)
 山本 幾治郎(宇部厚狭)

受賞の先生方には、心から祝意と敬意を表し、今後ますますのご活躍を祈念したい。

続いて、山口県知事村岡嗣政様の代理としてご出席いただいた山口県農林水産部次長の高田政夫様、山口県議会議長柳居俊学様の代理としてご出席いただいた山口県議会農林水産委員長の手手康弘様、山口大学共同獣医学部長度会雅久様の代理としてご出席いただいた副学部長の早坂大輔様からそれぞれ来賓祝辞を賜った。ほかに来賓としてご出席賜ったのは、衆議院議員高村正大様の代理として秘書の大賀大輔様、衆議院議員岸信千世様の代理として秘書の下倉陸彦様、衆議院議員で外務大臣の林芳正様の代理として秘書の和田和夫様、衆議院議員吉田真次様の代理として秘書の長本好政様で、衆議院議員の皆様からは、祝文を賜ったことをご披露しておきたい。

ご来賓7名の皆様にご退席いただき暫時休会した後、酒井理常務理事から現在の会員数382名に対し、出席者50名、委任状の提出者208名で、出席者258名となり、定款第17条第1項の規定に基づく定足数の過半数を満たしており、総会が成立することが報告され、開会が宣言された。なお、理事13名、監事3名は全員出席であった。

議 事

- 第1号議案 令和4年度事業報告について(報告事項)
 第2号議案 令和4年度決算について(承認事項)
 第3号議案 令和5年度事業計画書について(報告事項)
 第4号議案 令和5年度収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みに関する書類について(報告事項)
 第5号議案 令和5年度会費の額及び徴収方法について(承認事項)
 第6号議案 任期満了に伴う理事及び監事の選任について(承認事項)

そ の 他

議長を選出並びに議事録署名人の選任

小職が仮議長を務め、議長に山口支部の藤原宣義先生を選出。藤原議長は、議事進行について協力を求め、定款第18条第2項に規定される議事録署名人

を議長のほか出席理事から2名を選任した。被選任者らは即時これを了承した。続いて書記2名を指名し、当該人らはこれを了承した。なお、議事録作成者は書記の酒井常務理事とされた。

議 長 藤原 宣義(山口支部)
 議事録署名人 田中 尚秋(理事)
 中村 滋(理事)
 書 記 石井 俊昭理事(山口支部)
 酒井 理常務理事(山口支部)

議案の審議経過

藤原議長により次のとおり議案審議が進められた。

第1号議案 令和4年度事業報告について(報告事項)

藤原議長は、事務局に説明を求めた。

酒井常務理事は、まず重点実施事項について説明し、令和4年度事業について、会員の動き、各種会議等の開催状況、学会の開催、講習会の開催、狂犬病予防等、各種事業の実施状況等について総会資料を用いて詳細に説明した。

これに対し藤原議長が質疑・意見等の有無を諮ったところ、皆無で、報告を終了した。

第2号議案 令和4年度決算について(承認事項)

藤原議長は、事務局に説明を求めた。

酒井常務理事は、令和4年度決算について貸借対照表及び正味財産増減計算書について、財務諸表に対する注記、附属明細書、財産目録を参照しながら説明した。借対照表では、前年度との資産状況の比較説明を行い、正味財産増減計算書では、経常収益・経常費用について、前年度と比較し、特に増減が大きかった費目を中心に、その理由等を説明した。

以上の説明に続き、藤原議長は、監事に監査報告を求めた。

《監査報告》

監事を代表して白銀政利監事から、令和5年5月9日(火)、山口県獣医師会館において、令和4年度事業及び会計について監事3名で監査を行った結果、事業報告は、法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しているものと認められたこと、また、理事の職務の執行に関する不正の行為、法令等に違反する重大な事実は認められなかったこと、さらに、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認められた、との監査報告があった。

藤原議長は、本議案に対し質疑・意見の有無を諮ったところ、特に質疑はなく挙手により賛成多数で決議された。

第3号議案 令和5年度事業計画書について（報告事項）

藤原議長は事務局に説明を求めた。

酒井常務理事は、家畜伝染病の発生、動物由来感染症対策、チーム獣医療提供体制の構築等、様々な課題がある中、公益社団法人として、会員をはじめ関係機関との連携により、獣医学術の振興・普及等を図っていくという方針のもと、学会開催・参加、山口獣医学雑誌の発刊、講習会の開催、家畜衛生・畜産振興支援、公衆衛生の向上・普及啓発等、令和5年度の具体的な事業計画について説明した。

これに対し藤原議長が質疑・意見等の有無を諮ったところ、皆無で報告を終了した。

第4号議案 令和5年度収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みに関する書類について（報告事項）

藤原議長は、事務局に説明を求めた。

酒井常務理事は、令和5年度収支予算書を基に、経常収益・経常費用について、前年度と比較し、特に増減が大きかった費目を中心に、その理由等を説明した。

特に、令和4年度に経常した中国地区獣医師大会・獣医学術中国地区学会開催に関する経費が必要なくなるため、経常費用合計は、前年度に比べ、4,321千円減額となったこと、資金調達及び設備投資の見込みの予定がないこと等を説明した。

これに対し藤原議長が質疑・意見等の有無を諮ったところ、皆無で報告を終了した。

第5号議案 令和5年度会費の額及び徴収方法について（承認事項）

藤原議長は、事務局に説明を求めた。

酒井常務理事は、議案書に基づき、令和5年度の会費は、一般会費：年額2万円、入会費：1万円、特別会費：1頭当たり350円で、いずれも昨年と同額であり、納入方法も昨年度と変更はないこと、また、ただし書きに記載のとおり、今年度から「会員の休会に関する規程に基づき、会費納入期限までに休会申請を行った者は、会費を免除する」旨を追加したことを説明した。

これに対し藤原議長は、本議案に対し質疑、意見の有無を諮ったところ、特に質疑はなく挙手により賛成多数により決議された。

第6号議案 任期満了に伴う理事及び監事の選任について（承認事項）

藤原議長は、事務局に資料の説明を求めた。

酒井常務理事は、5月12日(木)に開催された「役員

候補者推薦委員会」において、支部長や部会委員長等から推薦のあった役員候補者について審議が行われ、度会雅久推薦委員会委員長から会長あてに、総会資料のとおり、理事候補者として13名、監事候補者として3名の役員候補者推薦名簿が提出された旨説明した。

理事候補者（13名）

後藤 孝一（岩柳）	森崎 次郎（岩柳）
佐伯 優紀恵（徳山）	白永 伸行（徳山）
新田 直正（防府）	石井 俊昭（山口）
大石 大樹（山口）	酒井 理（山口）
田中 尚秋（山口）	中村 滋（山口）
松延 佐知子（山口）	脇本 雄樹（山口）
高橋 学（下関）	

監事候補者（3名）

白銀 政利（山口）	水原 孝之（山口）
柳澤 郁成（豊浦）	

藤原議長は、理事候補13名、監事候補3名について、逐次名前を読み上げ、挙手により各人の承認を求め、全会一致で全員が承認された。

その他

藤原議長は、提案議案や質疑等の有無を諮った。

山口支部中間實徳会員から本会獣医師会館新規取得検討状況について質問があり、酒井常務理事が、検討委員会の網本昭輝委員長に総務委員会・支部長会議・理事会においてこれまでの検討状況について報告していただいたこと、当初計画どおり現在の場所に建替えることとし、建物の規模・建築時期等について検討していることを説明した。

また、宇部厚狭支部網本昭輝会員から総会議案の「承認事項」と「報告事項」について質問があり、酒井常務理事が、関係法に総会承認を得る事項が定められており、これを受けて本会の定款に総会議決事項を定めていると説明した。

藤原議長は、他に質疑等が無いことを確認した後、議案審議がすべて終了したことを告げた。

8 議長退任の挨拶

藤原議長は、議事が円滑に終了したことへの謝辞を述べ、議長退任の挨拶を行った。

9 閉会

白永伸行副会長理事が総会出席・審議への謝辞、会運営への会員の協力を依頼し、定時総会の閉会を告げた。

以上のとおり、令和5年度定時総会は、午前11時20分滞りなく終了した。



山口県知事代理として挨拶される
山口県農林水産部次長 高田政夫 様



山口県議会議長代理として挨拶される
山口県議会 農林水産委員会委員長 山手康弘 様



山口大学共同獣医学部長代理として挨拶される
山口大学共同獣医学部副学部長 早坂大輔 様



山口県獣医師会会長表彰を代表して受賞された
長北支部 中村達義先生



狂犬病予防注射指定獣医師従事感謝状を代表して
受賞された宇部厚狭支部 網本昭輝先生



総会の議長を務められた
山口支部 藤原宣義先生



総会終了後の交流会で、ノンアルコールビールで、
乾杯される山口大学支部 田浦保穂先生

《補足説明》 定時総会における議案の 「承認事項」と「報告事項」について

常務理事 酒 井 理

令和5年度本会定時総会において、議案の「承認事項」と「報告事項」の違いについて質問があり、「関係法に総会で承認を得る事項が定められており、これを受けて本会の定款に総会議決事項を定めている」と説明しました。

法令等に馴染みの薄い会員もおられると思いますので、ここで詳しく補足説明しておきます。

本会は、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）」の認定を受けた公益社団法人ですが、この法律では、公益社団法人は、公益認定を受けた一般社団法人と規定されています。

このため、本会は、一般社団法人等の設立・組織・運営・管理等を定めている「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）」を遵守する必要があります。

この法律では、次のとおり規定されています。（関係部分 抜粋）

第二百二十三条第2項（計算書類等の作成及び保存）

一般社団法人は、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

第二百二十四条第3項（計算書類等の監査等等）

理事会設置一般社団法人においては、監事の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。

第二百二十六条第1項（計算書類等の定時社員総会への提出等）

理事会設置一般社団法人においては、理事は、理事会の承認を受けた計算書類及び事業報告を定時社員総会に提出し、又は提供しなければならない。

第二百二十六条第2項

第1項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時社員総会の承認を受けなければならない。

つまり「計算書類（貸借対照表及び損益計算）」、「事業報告」並びに「これらの附属明細書」は、理事会の承認が必要となります。このうち、「計算書類」は、定時総会の承認が必要となります。

この法律を受けて、本会の定款では、次のとおり規定しています。（関係部分 抜粋）

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

- ### 第7条 正会員は、この会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において定める入会費、一般会費及び特別会費（以下「会費等」という。）を納入しなければならない。
- 2 賛助会員及び名誉会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

このため、令和5年度定時総会では、「第1号議案 令和4年度事業報告について」、「第5号議案 令和5年度会費の額及び徴収方法について」及び「第6号議案 任期満了に伴う理事及び監事の選任について」の3つの議案を「承認事項」とし、他の議案を「報告事項」としています。

令和5年度第2回理事会開催報告

常務理事 酒 井 理

令和5年6月11日(日)13時から、山口県セミナーパーク研修棟2階217研修室において、令和5年度第2回理事会が開催されました。

理事13名、監事3名全員に出席いただき、3件の議案について審議していただきました。

理事会の議長は、定款第31条の規定に基づき「会長理事がこれにあたる」こととされています。本理事会において、三役を選定するため、新会長が選定されるまで、田中尚秋前会長が議長の任に当たり、議案審議が進められました。

第1号議案 三役理事の選定について(承認事項)

定時総会において可決・承認され、各々即時就任を承認した理事13名及び監事3名の自己紹介に続き、議長は本議案を上程し、定款の規定に基づく三役理事選定の方法について諮り、意見を求めたところ理事互選

によることとされました。

その結果、三役理事は、満場一致で以下のとおり選定・決議され被選任者は、これを承諾しました。

会長理事 田 中 尚 秋
副会長理事 白 永 伸 行
常務理事 酒 井 理

第2号議案 新規加入会員について(承認事項)

新規加入会員1名の入会について、承認されました。

第3号議案 会員の休会について(承認事項)

「公益社団法人山口県獣医師会の会員の休会に関する規程」に基づき、2名の会員から提出された休会申請について、承認されました。

出席者から他の協議事項等の提案はなく、白永伸行副会長が、引き続きの役員一致団結した会運営への協力を依頼し、会を閉じました。

山口県獣医師会役員（理事・監事）選任者名簿

区 分	氏 名	区 分	氏 名
会長理事	田 中 尚 秋	理 事	中 村 滋
副会長理事	白 永 伸 行		新 田 直 正
常務理事	酒 井 理		松 延 佐知子
理 事	石 井 俊 昭	監 事	森 崎 次 郎
	大 石 大 樹		脇 本 雄 樹
	後 藤 孝 一		白 銀 政 利
	佐 伯 優紀恵		水 原 孝 之
	高 橋 学		柳 澤 郁 成

(五十音順 敬称略)



どうぞよろしくお願ひ申し上げます

会長重任に当たって



会員の皆様をはじめ関係各位におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また本会の業務遂行に当たり、平素から特段のご支援・ご協力をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、私こと、6月11日(日)、定時総会終了後、交流会に続き開催された第2回理事会において会長理事に重任されました。災害時動物救護対策(山口県との協力協定の締結)、獣医師会館建設問題(建設に係る具体的検討)、ワンヘルスの推進等、積み残している課題があり、途中で代表理事を辞することは避けるべきであると判断しお引き受けした次第でございます。幸い白永伸行副会長、酒井 理常務理事をはじめ、理事お一人の交代がありました。ほとんどの理事・監事の皆様にご留任いただきましたので、ご協力いただきながら円滑な会務の継続を続けてまいりたいと決意しているところです。

ところで、新型コロナウイルス感染症は、感染法上5類に移行されましたが、このところまた感染者が急増しているとの報道もあります。まだまだ気を抜いてはならないと引き締め直しているところです。また、県内において、猫における重症熱性血小板減少症候群(SFTS)の陽性事例が多数確認されるようになってきています。昨年11月以降3月までに7件、本年度に入り既に5件(6月8日時点)の陽性事例が確認されました。これは具合が悪くなって動物病院に持ち

常務理事 田中 尚 秋

込まれた動物のほんの一部であり、まさに氷山の一角と考えられますので、ヒトへの感染リスクが高まっていると考えざるを得ません。ワンヘルスの観点からも、四類感染症であるSFTSについて、獣医師である我々から一般の皆様へさらに注意喚起を図る必要があると捉えているところです。

さらに、2020(令和2)年5月、国内で14年ぶりに人での狂犬病輸入症例が確認されました。1956(昭和31)年以来日本における人での発生事例がないだけに、外国旅行の際にも一般の方の認識は低下していると思われ、啓発はますます重要になっていると感じています。

小動物分野では愛玩動物看護師の誕生と相まって「チーム獣医療」に係る備えも検討しなければなりません。

一方、産業動物分野では、豚熱(CSF)、高病原性鳥インフルエンザ、近隣諸国から迫りくるアフリカ豚熱(ASF)、口蹄疫等、これらの防止対策がますます重要となっています。

1974(昭和49)年創刊の山口獣医学雑誌は海外からの照会もあるなど、特に学術関係者の皆様にご好評を得ていますが、今回50号を迎えることから「記念誌」としての内容にしたいと考えているところです。

このように我々の周りには、まだまだ問題が山積んでいます。公益社団法人としてますます広く公共社会に貢献するための諸事業を行ってまいりたいと考えているところですので、引き続き皆様方のご支援・ご協力を賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

副会長重任に当たって



このたび公益社団法人山口県獣医師会の副会長職を重任いたしました。

山口県獣医師会の事業を副会長職の立場より前期2年間、コロナ渦を経て見渡してきましたが、私の職域でない公衆衛生分野と産業動物分野では大変多くのことを学びました。特に防疫に対する危機管理と畜産振興は直接役立つ立場ではありませんが、小動物職域や学会、会議など自分ができるところを精一杯やることで他の負担を減らす後方支援だと思ひ、これまで以上に努めて参りたいと思ひます。

私の所属する小動物職域も、資格化した愛玩動物

副会長理事 白 永 伸 行

看護師が現場に降りてきて、いわゆる「チーム獣医療」はどうなっていくのか、狂犬病予防事業では今後迫り来る指定獣医師の高齢化と近未来の獣医師会運営などを考えると、常に先の先を考えなければいけない状況です。

そのような中、今期の重任では本会が公益法人に移行(平成24年)する際に策定された取得計画に基づく新会館の建設事業を形にすることが課せられています。

仕事はたくさんありますが、これまで以上に会員の方々に叱咤激励を頂戴しながら邁進して参りますのでどうぞよろしく申し上げます。

常務理事重任に当たって



常務理事 酒 井 理

今年度の定時総会終了後に開催された第2回理事会において、二期目の常務理事に選定されました。微力ではございますが、決意を新たに、本会事業の推進に邁進いたす所存でございますので、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

令和3年6月、一期目の常務理事に選定された際は、再就職先を退職していたこともあり、割と気軽な気持ちで引き受けしましたが、本会事務局の業務は、学会や講習会の開催準備から、狂犬病予防注射関連業務、動物医療相談、関係機関・団体との調整、会報編集等、多岐にわたり、改めて、責任の重さを感じる日々でした。

特に、未経験の公益法人の運営や会計処理については、倉庫から過去の資料を探し出し、分厚い手引き書を読みながら、何とかこなしている状況です。

また、10年ぶりに本会の主催により開催した「中

国地区獣医師大会・獣医学術中国地区学会」では、本会役員や学会運営委員をはじめ、多くの会員の皆様に、開催準備から当日の運営までご協力をいただき、何とか、大きな問題もなく終えることができました。この場をお借りしてお礼申し上げます。

さて、本号の田中会長の挨拶のとおり、本会は様々な課題をかかえています。これらの課題の解決には、会員相互の理解のもと、会員の皆様自ら取り組まれるべきもので、事務局は、そのお手伝いをする立場であると認識しています。

「獣医学術の振興・普及、獣医療技術の向上等を基調として、各種事業を行い、公益法人として、地域社会に貢献する」という本会の目的達成に向け、会員の皆様方とともに取り組みたいと思います。

皆様方からのご意見やご提案をお願いして、簡単ですが重任の挨拶とします。

引き続きよろしくお願いいたします。

新理事就任に当たって



岩柳支部 森 崎 次 郎

(森崎動物病院)

この度、令和5年度定時総会において、理事に承認されました岩柳支部の森崎次郎です。会員の皆様どうぞよろしくお願いいたします。

私は、昭和63年北里大学獣医畜産学部を卒業し、大阪・広島動物病院に勤務した後、平成3年、当時ご病気の賀屋動物病院、(故)賀屋昭彦先生のお手伝いに岩国に来ました。その後、平成5年に賀屋動物病院を引き継ぎ、平成10年に現在の場所に移転・開院いたしました。出身は、広島県の呉市ですが学生時代カヌーをしていた経験から、カヌーの聖地の一つである錦川に一目惚れし、岩国に居を構えることを決心しました。

私は、小動物診療に関わり、35年が経過しました。

動物病院開業当時は、右も左も分からぬまま、諸先輩方のご指導にずいぶん助けられ、お陰様で現在まで何とかやってこれました。そして現在は若い先生方が活躍し、地域の獣医療を支えてくれています。岩柳支部におきましても、職域の異なる獣医師の先生方とお話しさせていただく機会もあり、示唆に富む内容のお話も多く、毎回感心させられます。

今回、新しく理事に就任いたしました。わたくし自身力不足ではありますが、経験豊かな本会事務局の皆様、先輩理事の皆様、さらに獣医師会会員の皆様のお力をお借りしながら努力してまいりますので、どうぞご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

「災害時における動物の救護に関する協定」調印式について

常務理事 酒井 理

令和5年6月15日(木)県庁2階環境生活部長室において、山口県と本会との「災害時における動物の救護に関する協定」調印式が開催されました。

式では、藤田昭弘環境生活部長から「被災動物の救護活動は、動物愛護の観点のみならず、被災者である飼主のケアの観点からも重要である。協定の締結は、被災された方々の安心確保や被災地の生活環境の保全にも寄与する。」との挨拶がありました。

環境生活部長と本会田中尚秋会長がそれぞれ協定書に押印したあと、田中会長が「災害時における動物救護対策については、本会独自のマニュアルを作成するとともに、市民公開講座を開催するなど、本会の事業の柱の一つとして取組みを進めてきた。県との協定を締結したことは、心強く、これを機に、県や市町と、より一層連携した取組をすすめて参りたい」と挨拶されました。

会場には、民放テレビ局3社をはじめ多くのマスコミ関係者が詰めかけ、この課題への関心の高さが窺えました。

本年3月の本会「災害時動物救護対策委員会」において協議していただいた「本会の被災動物救護実施要領(案)」については、今後県において策定される要領等の内容を踏まえて、修正することとしています。

また、県との共催で令和4年度から実施している

「ペットとの同行避難訓練」を引き続き県内各地で実施するとともに、飼主の皆様にも、「災害時に備え、しつけや健康管理など、平常時からの取組みが重要であること」を啓発していきたいと考えています。



災害時における動物の救護に関する協定書

山口県(以下「甲」という。)と公益社団法人山口県獣医師会(以下「乙」という。)とは、県内で大規模な災害が発生した際に、その被災地において被災動物を救護する活動を実施し、被災動物及びその飼養者に対して必要な支援を行うため、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、山口県地域防災計画に基づき、甲が行う被災動物の救護対策について、乙が動物救護活動(以下「活動」という。)を実施して協力することに関し、必要な事項を定める。

(対象動物)

第2条 この協定において活動の対象となる動物は、犬及び猫等の家庭動物で、被災者が飼養する動物及び被災により逸走し、又は放浪している動物(以下「被災動物」という。)とする。

(協力の内容)

第3条 協力の内容は、次に掲げる事項とする。
一 負傷した被災動物の治療に関すること
二 被災動物の保護及び健康管理に関すること
三 その他被災動物の救護に関し必要な事項

(協力要請の手続)

第4条 甲は前条の協力が必要と判断したときは、乙に対し次に掲げる事項を記載した文書により協力を要請するものとする。
一 活動の内容
二 活動を行う場所
三 活動を行う期間
四 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(活動の履行)

第5条 乙は、要請を受けた事項に関して、可能な限り、必要な活動を実施するものとする。
2 甲と乙は、活動を円滑かつ効果的に遂行するために、適宜、情報交換を行うものとする。

(活動の終了)

第6条 乙は、活動を終了したとき、速やかに次の事項を記載した文書により、その内容を甲に報告するものとする。

- 一 活動の具体的内容
- 二 活動の実施期間
- 三 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(費用の負担)

第7条 乙が、第4条の規定による要請に基づき実施した活動に要する費用については、甲と乙が協議して決定するものとする。

(連絡体制)

第8条 この協定の運用等に関する連絡窓口は、甲にあっては動物愛護センター、乙にあっては乙の本会とする。

(協議)

第9条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定は、締結した日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和5年6月15日

甲 山口市滝町1番1号
山口県

山口県知事 村岡 嗣 政



乙 山口市小郡下郷1080番地3

公益社団法人山口県獣医師会

会長 理事 田中 尚 秋



リレー随筆

県庁支部 大山 ゆき

(山口県畜産振興課)

大学の後輩の富田先生からパスを頂きました、山口県庁畜産振興課の大山です。3月まで中部家畜保健衛生所に在籍していましたので、富田先生と仕事で関わることもありました。また、大学の研究室のメンバーでご飯でも行きましょう。

リレー随筆は2回目となりますが、間も空いてしまったのでこれまでの経歴から自己紹介をさせていただきます。令和2年度、コロナ禍真っ只中の年に山口県庁に入庁し、中部家畜保健衛生所で3年間勤務後、今年の4月から山口県庁畜産振興課に配属になりました。中部家畜保健衛生所で過ごした3年間、いろいろなことを勉強させていただきました。周りの人に恵まれ、仕事・プライベートともに充実した時間が過ごせました。この度の移動先の畜産振興課もとても雰囲気が高く、楽しく毎日を過ごしています。最初の2か月こそ慣れないことばかりできついときもありましたが、最近はその生活にも慣れ、趣味の時間を増やせるようになりました。最近一番嬉しかったことは、コロナ明けの異動で初めて職場の歓迎会を体験できたことです。これからは職場の方との仕事以外での交流も楽しみです。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、富田先生からご紹介もあったとおり、私は趣味でバドミントンをしております。山口県で社会人バドミントンされてる方の半分は顔見知りではないかと思うくらい、いろいろな方々と仲良くさせていただいております。大学時代から社会人バドミントンを始め、もう8年目になります。部活と違い、所属関係なくさまざまな方とペアを組んで試合に出れるのが一番の醍醐味です。学生時代では到底話すこともできなかったであろうレベルの方々とも交流でき、ずっとバドミントン続けていてよかったと心から思います。下手の横好きですが、これから少しずつ精進していくつもりです。夏の間は市民戦にもいくつか出場予定ですので、ペアの足を引っ張らないよう頑張ります。みなさんもバドミントンする機会があればぜひ誘ってください！いろいろなスポーツをしてみたい気持ちもあるので、バドミントン以外でも誘ってください(笑)

これからどんどん暑くなり、仕事もスポーツも辛くなる時期になりますが、それに負けずいろいろなことに挑戦していこうと思います。みなさまも体調に気を付けて、夏を楽しみましょう。

それでは、次にバトンを渡すのはこの4月に同じく畜産振興課に異動されました、先輩の鳴重さんをお願いします。いつも楽しくお喋りをしてくださる、仕事のできる先輩です！よろしくお願いいたします。



はじめまして



はじめまして。この度山口県獣医師会に入会させていただきました木本直哉と申します。今年の4

月から山口県職員として環境保健センターで勤務しております。

出身は下関市豊北町で、かなり前に山口大学を卒業しました。山口生まれの山口育ちということで、大学卒業後は県内での就職を希望していました。民間企業か公務員か悩みましたが、当時研究室に大学院生として出入りしていた某民間企業の方々に強く勧誘され、県内に研究所を持つ同企業に就職しました。この会社では、新規医薬品の安全性・薬効評価（特に病理検査）や申請関連の業務等を担当していました。

会社から名古屋の大学へ派遣された1年半を含めて、12年働いたところで、研究所の閉鎖・統合に伴い、静岡県に転勤になりました。県内で就職したつもりでしたが、片道切符の転勤となり、民間企業で働くことの厳しさを知りました。その後も、長らく静岡県で働きましたが、親が高齢で一人暮らしということもあり、仕事が一区切りした昨年3月に退職して山口に帰郷しました。退職時に具体的に次の仕事を決めていませんでしたが、ご縁にも恵まれ、あ

県庁支部 木本直哉

(山口県環境保健センター)

りがたいことに県職に採用して頂きました。人生で民間企業と公務員の両方を経験できるとは思ってもみなかったもので、正直驚いています。

現職では、感染性病原体や有毒生物の検査を担当しています。微生物学については、学生時代以来の学び直しですが、職場の方々から新しいことを教わりながら、刺激的で新鮮な日々を過ごしています。若い時ほど物覚えがよくないですが、早く仕事を覚えて戦力になれるよう日々精進していく所存です。

私は、これといった趣味を持ちませんが、スポーツを観戦するのが好きです。特に野球を見るのが好きで、判官びいきの性格もあり、小学生のころから大のヤクルトスワローズファンです。ここ数年は、突然変異で強くなっていましたが、今年は本来の姿に戻ったようです。静岡では県の東部に住んでいたので、東京が比較的近く、年に数回、神宮球場に足を運んでいました。山口に戻って広島が近くなりましたので、まだ行ったことが無いマツダスタジアムに行って、隔離されたビジター席でヤクルトを応援したいと思っています。

こんな私ですが、今後ともよろしく願いいたします。

自分の年齢を採点する

山口支部 中間實徳

(山口大学名誉教授・東亜大学客員教授)

私は自分の年齢を点数で採点することにしています。60歳未満は不可、60歳～69歳は可、70歳～79歳は良、80歳～89歳は優、90歳以上は秀として表すことにしています。

60歳未満で他界すると、子供は未だ独立していないこともあり、親の責任として子供の結婚式にも出れないことになります。中国では薬膳（薬食同源）＝医食同源という言葉があり、食事をするのは生命を養い健康を保つため、その本質は薬と同じ意味ということです。日本では、「マゴワヤサシヨ」（マ＝豆、ゴ＝ゴマ、ワ＝わかめ、ヤ＝野菜、サ＝魚、シ＝椎茸、イ＝芋、ヨ＝ヨーグルト）という言

葉があります。食材にこれらを含む食事は健康に良いとされています。日本の女性は世界一の長寿で、男性は世界3位の長寿番付になっています。体の健康には免疫力が重要とされています。高齢になると免疫力が低下し、肺炎や癌などで死亡することが多くなります。また、脚を使うことも大切です。脚のふくらはぎ第2の心臓とも言われております。1日に2km位を週に2日歩くことも大切とされています。

人生100年と言われる今日、この世に生を受けた唯一回の人生です。元気で人に迷惑をかけないで長生きしたいものです。

外来種？ 萩で見つけたカタツムリ～オオクビキレガイについて～

長北支部 横山 明 宏

(長門農林水産事務所畜産部)

梅雨に入り雑草が生い茂る季節になりました。梅雨といえばアジサイとカタツムリ。先日、家の外で変わったカタツムリを見つけ写真に撮りました(画像1)。職場で聞いても正体がわからず珍しいものかと思い、画像検索をしたところ、第一候補で出てきたものが「オオクビキレガイ」という外来種のカタツムリでした。雑食性のため作物の食害を起こすに加え在来のカタツムリなどを食べる種です。カタツムリなので移動は遅いかと思いきや広域で確認されており、1988年に北九州で確認されて以降山口県でも広がっており、植物の鉢などに付いて人が拡散している可能性が指摘されています。検疫有害動物に指定され検疫しているものの、単為生殖をするため日本に入った個体を排除する有効な対策がないようです。意図せず人が拡散している可能性がある点、国内の環境に入ると対策が困難になる点は、外来種も感染症と同じようです。皆さんのお住まいの地域にも広がっているかもしれません、草拔きの時にも探してみてもいいです。

「オオクビキレガイについて」

地中海沿岸部の原産の陸生の貝で、大きさ22～35mm、殻は細長く円筒状。殻表には成長脈をめぐらすがほとんど平滑、灰白色。殻口は卵型で外唇は単純で薄い。軸唇はまっすぐ、上部で少し半曲している。大きな特徴として、成長すると殻の先端が欠けてなくなる。10ヶ月で成体になり、2月～6月、9月～11月に単為生殖および両性生殖で産卵する。雑食性で、他のカタツムリ類も捕食するほか、農作物等の食害をおこす。



画像1：令和5年6月に萩市椿東で見つけたカタツムリ。

オオクビキレガイを含むオカチョウジガイ科(オカクチキレガイ科)は検疫有害動物(植物防疫法)、種類名証明書の添付が必要な生物(外来生物法)に指定されている。1988年5月に北九州市で初めて確認された以降西日本を中心に分布を広げ、2020年までに千葉県、愛知県、大阪府、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県で生息が確認されている。松隈らの報告では、福岡県内の分布を基に計算すると年間での拡散速度は3～4kmと考えられ、連続的な拡散とともに遠隔地へは非意図的な人為的拡散が考えられた。

山口県では国内第2例として1992年に宇部市で見られ、その後2008年までに下関市、山陽小野田市、宇部市、山口市、周南市で確認されている。2019年には下関市角島で確認された。平成30年山口県が作成した「山口県外来種リスト」では「急激に県全域」に広がっているとされている。

参考

「市民科学による大阪府のオオクビキレガイの生息調査、並びに分布の現況」石田 惣、2020

「下関市豊北町で記録した新たな陸産貝類と外来種オオクビキレガイの産地」増野和幸、豊田ホテルの里ミュージアム研究報告書 第11号、2019

「外来種オオクビキレガイ(軟体動物門腹足綱)の日本での分布状況と移動方法」松隈明彦、2009

「植物防疫病害虫情報」農林水産省、第43号、1994

「山口県外来種リスト」山口県、2018



画像2：同じ場所にあった貝殻。先端が欠けている。

「山口県盲導犬使用者双葉の会」の来館について

常務理事 酒 井 理

令和5年6月15日(木)「山口県盲導犬使用者双葉の会(代表:矢嶋薫会長 会員:14名)」の会員が本会館を訪問され、本会からの支援に対する感謝の言葉を述べられましたので報告します。

4名の会員が県内各地から新山口駅に集合され、梅雨の晴れ間の日差しの中、本会までの約1.2kmの距離を、ペアの盲導犬とともに歩いて来られました。

皆さんの言葉を紹介します。

- ・山口県獣医師会には、狂犬病予防注射料金の助成や会の活動への支援をいただいている。大変感謝していると会員の皆様に伝えて欲しい
- ・双葉の会としては、盲導犬を連れて街中を歩くことで、盲導犬への理解が進むものと考えている
- ・新型コロナの前には、動物病院の先生方に、会の集まりに参加していただき、講習していただいた
- ・歯磨きや耳掃除など、盲導犬の体のケアについても学びたいと考えている

本会としても、引き続き必要な支援を行うとともに、盲導犬等、補助犬への理解が進むよう協力したいと思います。



来館された双葉の会の皆様
左から 原田さん(ターシャ)、
矢嶋会長さん(ピア)、
釘宮さん(ひなた)、木村さん(うい)



出発前に、凝固剤の入ったビニール袋に排尿

お知らせ

令和5年7月の主な行事

- 7月6日 ・山口県公衆衛生協会理事会・評議員会・総会(県総合保健会館)
- 7月11日 ・産業動物部会獣医公衆衛生部会合同委員会(県獣会館)
- 7月13日 ・第1回小動物部会委員会(県獣会館)
- 7月21日 ・全国獣医師会事務・事業推進会議(東京都)

事務局だより

- | | |
|--------------------------------|----------------------------------|
| 6月1日 ・中国地区獣医師会連合会事務局会議(米子市) | 6月15日 ・災害時における動物の救護に関する協定調印式(県庁) |
| 6月1日 ・令和5年度獣医学術中国地区学会幹事会(米子市) | 6月20日 ・会報編集委員会(県獣会館) |
| 6月2日 ・日本獣医師会第1回理事会(東京都) | 6月22日 ・第4回獣医師会館検討会議(県獣会館) |
| 6月4日 ・自由民主党山口県連合会総会(かめ福オンプレイス) | 6月27日 ・日本獣医師会第2回理事会(東京都) |
| 6月7日 ・県獣会館雨水排水管補修工事 | 6月27日 ・日本獣医師会第80回通常総会(東京都) |
| 6月11日 ・令和5年度定時総会(セミナーパーク) | 6月30日 ・山口県畜産振興協会定時総会(農協会館) |
| 6月11日 ・令和5年度第2回理事会(セミナーパーク) | 6月8日、22日 ・事業推進会議 |
| 6月14日 ・山口県公衆衛生協会監査(県獣会館) | |
| 6月15日 ・山口県盲導犬使用者双葉の会協議(県獣会館) | |

次回編集委員会 7月25日(火) 13:30~

山口県獣医師会会報 第746号 令和5年7月10日(毎月1回発行)

発行所 (公社)山口県獣医師会(〒754-0002 山口県山口市小郡下郷1080-3)

電話(083)972-1174 FAX(083)972-1554

e-mail:yama-vet@abeam.ocn.ne.jp

http://www.yamaguchi-vet.or.jp

編集責任者 豊川 剛

発行責任者 田中 尚秋

印刷 コロニー印刷

「ダニ」にご注意ください



山や草むらでの野外活動の際は、ダニに注意しましょう



春から秋にかけてキャンプ、ハイキング、農作業など、山や草むらで活動する機会が多くなる季節です。

野山に生息するダニに咬まれることで

重症熱性血小板減少症候群(SFTS)、ダニ媒介脳炎、日本紅斑熱、つつが虫病、ライム病などに感染することがあります。

ダニに咬まれないためのポイント！

●肌の露出を少なくする

⇒帽子、手袋を着用し、首にタオルを巻く等

●長袖・長ズボン・登山用スパッツ等を着用する

⇒シャツの裾はズボンの中に、ズボンの裾は靴下や長靴の中

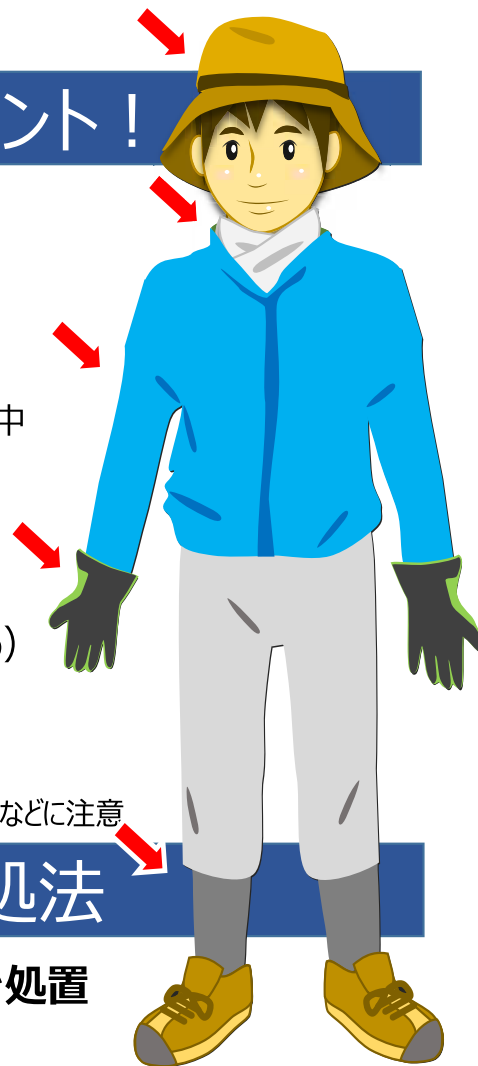
●足を完全に覆う靴を履く

⇒サンダル等は避ける

●明るい色の服を着る（マダニを目視で確認しやすくするため）

- * 上着や作業着は家の中に持ち込まないようにしましょう
- * 屋外活動後は入浴し、マダニに咬まれていないか確認をしましょう

特に、わきの下、足の付け根、手首、膝の裏、胸の下、頭部（髪の毛の中）などに注意



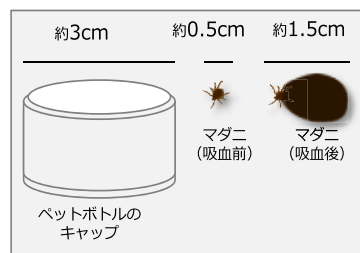
ダニに咬まれたときの対処法

●無理に引き抜こうとせず、医療機関（皮膚科など）で処置（マダニの除去、洗浄など）をしてもらいましょう。

●マダニに咬まれた後、数週間程度は体調の変化に注意をし、発熱等の症状が認められた場合は医療機関で診察を受けて下さい。

【受診時に医師に伝えること】

①野外活動の日付け、②場所、③発症前の行動



ダニ媒介感染症（厚生労働省）

各地域のダニ媒介感染症の状況については各自治体HPも参考にしてください

